

モニタリング結果報告書

平成20年8月

モニタリングの対象となる施策目標	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること
------------------	--

1. 政策体系上の位置付け

基本目標	VI	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	2	利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること
施策目標	2-3	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること
個別目標1	保育所の受入児童数を拡大すること	
	(主な事務事業) ・民間保育所整備費 ・民間保育所運営費	
個別目標2	必要などきに利用できる多様な保育サービスを充実させること	
	(主な事務事業) ・延長保育促進事業 ・一時・特定保育事業	
施策の概要（目的・根拠法令等） 1 目的等 安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進するため、保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保する。		
2 根拠法令等 ○児童福祉法（昭和22年法律第164号）		
主管部局・課室	雇用均等・児童家庭局保育課	
関係部局・課室		

2. 施策目標に係る指標

施策目標に係る指標 （達成水準／達成時期） ※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	待機児童数（単位：人） （待機児童の解消／－）	26,383	24,245	23,338	19,794	17,926
（調査名・資料出所、備考） ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調査（各年4月1日現在数）						

3. 個別目標に係る指標等

個別目標1	保育所の受入児童数を拡大すること
個別目標に係る指標	

アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 受入児童数(単位:人) (215万人以上/平成21年度)	1,920,599 【-】	1,966,929 【-】	1,993,684 【-】	2,003,610 【-】	2,015,382 【-】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、平成16年以前は、厚生労働省統計情報部の「社会福祉行政業務報告」、平成17年以降は同「福祉行政報告例」による。 ・受入児童数は、現に保育所を利用している児童数である。					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名 : 次世代育成支援対策施設整備交付金(うち民間保育所整備費分)					
平成19年度 予 算 額	12,962百万円(補助割合:[国1/2相当]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()				
概要: 次世代育成支援対策推進法に基づき作成される市区町村行動計画をもとに、市区町村により策定された市町村整備計画に基づいて実施される民間保育所に関する施設整備事業に対し交付金を交付する。					
事務事業名 : 民間保育所運営費					
平成19年度 予 算 額	312,710百万円(補助割合:[国1/2][都道府県1/4][市区町村1/4]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()				
概要: 市区町村が児童福祉法に基づいて保育に欠ける児童(保護者の就労、疾病等により保育することができない児童)を保育所に入所させた場合に、その保育の実施に要する費用として市区町村が支弁した経費に対し、国が負担するもの。					

個別目標2 必要などきに利用できる多様な保育サービスを充実させること					
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 延長保育の実施か所数 (16,200か所以上/平成21年度)	11,702 【-】	13,086 【-】	13,677 【-】	14,344 (5,370) 【-】	9,540 【-】
2 一時・特定保育事業実施か所数 (9,500か所以上/平成21年度)	4,967 【-】	5,675 【-】	6,588 【-】	7,580 【-】	8,141 【-】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べによる。平成17年度までは各年度の交付決定か所数である。なお、平成18年度から公立保育所については一般財源化されたため、公立分のか所数については保育課において別途調査により把握し、18年度においては公民の合計を記載している(()内の数字は公立分のか所数)。平成19年度の数値については、民間保育所の交付決定数を記載しており、公立分のか所数は現在調査中(8月頃把握できる見込み)。 ・指標2は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べによる。数値は、各年度の交付決定か所数である。なお、特定保育事業は、平成15年度からの事業であり、平成14年度の指標は一時保育事業のみの実施か所数である。					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名 : 延長保育促進事業					
平成19年度 予 算 額	36,500百万円(補助割合:[国1/2相当定額]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()				

(VI-2-3)

概要：就労形態の多様化に対応するため、11時間の開所時間の前後に延長保育を実施する保育所に対し、必要な経費を補助する。

事務事業名：一時・特定保育事業

平成19年度：3,456百万円（補助割合：[国1/3][都道府県1/3][市町村1/3]）

予算額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）

実施主体：本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
その他（ ）

概要：専業主婦を含め、保護者の育児疲れや急病や冠婚葬祭など一時的な場合からパート就労などあらかじめ日時を特定する場合まで、必要な時に子どもを預けられる場の拡充を図るため、一時・特定保育事業所を実施する保育所に対し、必要な経費を補助する。